

様式1（行政手続法適用：個票番号301）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	中小企業等協同組合設立の認可	
根 拠 法 令 名	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	
根 拠 条 項	第27条の2第1項	
根 拠 条 文	発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員 の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定 めるところにより、行政庁に提出して、設立の認可を受けなければ ならない。	
審 査 基 準 の 内 容	中小企業等協同組合設立許可等事務処理要領の規定する、中小企 業等協同組合設立認可基準による（別紙のとおり）	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	22日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	22日（機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係）
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号302）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	中小企業等協同組合の臨時総会の招集の承認	
根 拠 法 令 名	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	
根 拠 条 項	第48条	
根 拠 条 文	前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得たときも同様である。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>（総会の招集）</p> <p>第47条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。</p> <p>2 組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	20日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	20日（機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係）
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号303）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	中小企業等協同組合の定款変更の認可	
根 拠 法 令 名	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	
根 拠 条 項	第51条第2項	
根 拠 条 文	定款の変更(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
審 査 基 準 の 内 容	中小企業等協同組合設立許可等事務処理要領に規定する中小企業等協同組法定款変更許認可基準による（別紙のとおり）	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	22日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	22日（機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係）
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号304)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	中小企業等協同組合の合併の認可	
根 拠 法 令 名	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	
根 拠 条 項	第66条第1項	
根 拠 条 文	組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。	
審 査 基 準 の 内 容	中小企業等協同組合設立許可等事務処理要領に規定する中小企業等協同組合合併認可基準による (別紙のとおり)	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	22日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	22日 (機関名：まちづくり推進課商工雇用推進係)
所 管 部 署	まちづくり推進課商工雇用推進係	
備 考		